

中部臨空都市国際交流特区

都道府県名：

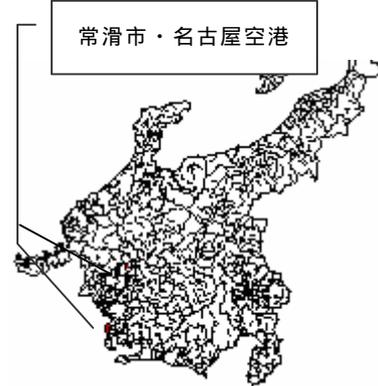
愛知県

申請主体名：

愛知県

区域の範囲：

常滑市の全域並びに名古屋市、春日井市、小牧市、豊山町の区域の一部（名古屋空港）



特区の概要：

中部国際空港近接部において、24時間空港の開港や製造業の集積地としての優位性を背景に、国際空港機能を活用した国際的な交流拠点の整備・集積を図るとともに、燃料電池等の新エネルギーの導入による環境負荷の少ないまちづくり・ものづくりの実現を目指す。

適用される規制の特例措置：

- ・臨時開庁手数料の軽減（適用期間は、名古屋空港については中部国際空港開港の前日まで、中部国際空港関連地域（常滑市セントレア及びりんくう町）については開港日からとする）
- ・公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化



【中部臨空都市イメージ図】



【中部国際空港イメージ図】